



平成27年5月26日

各 位

会社名 名古屋電機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 干場 敏明
(コード番号 6797 名証第二部)
問合せ先 取締役 江州 秀人
(TEL. 052-443-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員¹の範囲が変更されることに伴い、社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款の第41条(監査役²の責任の免除)の規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

(誤字・脱字修正は記載を省略、下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任の免除) 第41条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間で</u> 、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任の免除) 第41条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間で</u> 、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(金)
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(金)

以上